

【翻訳】

西独労働組合（DGB）の 財産政策・経営内所有参加批判

小原一浩訳

D G B Info-Dienst Gewerkschaftspresse FORUM

Nr. 65/29. Jg. Düsseldorf, den 15.6.1983

WM-Dr. ds/nt

分配、集中及び財産政策

保守・自民連立による連邦政権担当以来、早期に経営内被用者「所有」参加促進法を可決しようという企図が益々具体化しつつある。この為に624 DM 法の助成枠が 936 DM へと 312 DM 拡大されるという。勿論拡大された分も相変わらず所謂「危険資本」への投資という条件付きとのことで、付言すればこの「危険資本」は（624 DM の枠内でも）一般に伝統的財蓄形態よりは高い被用者貯蓄付加金を与えられていたとされている。

これは、ただ外見のみ同じく推測にすぎないが労働組合の優先課題つまり失業との闘いの周辺に位置するものと思われる連邦政府の特別措置である。この措置は、実際にはぴたりと危機に対する労働組合の戦略に照準を合わせたものである。というのは、経営内参加即ち被用者の資金を「自らの」事業所に投資することは、被用者にとっては職のリスクに加えて、財産のリスクをもたらすからである。被用者にとって経営内参加とは、これを行なわなければ可能な現金払いによる賃上げの放棄をも意味するものであり、労働組合の労働時間短縮要求をかわしてこれを打ち負かすにはおあつらえ向きのものである。（因みに、全被用者の経営内参加の為に計画されている法律をフルに活用し尽くした場合、それは年間 70 億 DM の現金賃金の放棄を意味することになろう。）

またそれは、これと結び付いた企業の為の租税・公課節減の故に、公共財政にとっての一層の負担を意味し、この負担が労働組合の失業との闘いの為の第二の中心的要求である公的雇用計画を掘り崩しかねない。(國家の歳入損失は、計画されている法律がフルに活用し尽くされた場合には 140 億 DM にのぼりかねないのである。)

この現実的契機から、1983 年 6 月中旬発売の「分配・集中及び財産政策」なるタイトルの WSI-MITTEILUNGEN 第 7 号特集では経営内参加のこうした観点更にはそれ以外の特殊的観点を扱っているわけである。しかし他方では、同誌は経営内参加に対する視野を同時に財産政策全体へと拡大し、これら手段の労働組合にとっての意味合いを根本的に問わんと試みている。その際に想起されるのは経済的権力の規制という目的であり、それは(かつて)生産財の一層高度の集中に直面した労働組合の財産政策の出発点であった。

特集号の幾つかの論稿は、この集中がどちらかと言えば更に進行し、それと共に権力規制の必要性が一層強まったことを指摘している。しかし、スウェーデンに於て現に社会民主党政権によって被用者の超経営的利益参加という形で試みられているように、この目的はそもそも財産政策により達成しうるのかどうか、或いはそれには他の手段の方がより適しているのではないか、といったことが他の論文の内容である。

この特集号の個々の論文に関するより詳しい情報から、以下の要約を導き出すことができる。

WSI-Mitteilungen 編集部 デートレフ・ペルナー

WSI-Mitteilungen 7/83 特集号企画「分配・集中及ぶ財産政策」要旨

整序：クラウス・シェーファー

1968 年から 1980 年迄のドイツ経済に於ける大企業及びコンツェルンの集中と国際化 (ノルベルト・コウベク、ヴァッパータール総合大学／イングリット・シャイベ=ランゲ、WSI)

1968 年から 1980 年迄に最大のコンツェルンが製造業・商業及び流通

業の全企業の売上高に占める割合は、26.4%（129 コンツェルン）から 30.6%（127 コンツェルン）へと増大した。製造業（鉱山業を除く）だけをとってみれば、集中は一層明白である。即ち 1968 年にこの領域に於て 88 のコンツェルンが 35% の売上高シェアに達していたのであるが、1980 年には 87 コンツェルンが 39.1% を既に掌握したのであった；残り $\frac{3}{5}$ は約 29 万社のより小さな企業に分かれていたわけである！

従業員数に於て「大コンツェルン」の占める比率は、1980 年には合計しても工業・手工業のより小規模の企業に比べて小さいのであり、このことはより高度の資本集約性及び労働生産性を通じて容易に説明しうる。

これに反して、先ず意外なのは、1968 年から 1980 年迄の総価値創造にコンツェルンが占める比較しうる割合は、ごくごく僅かに、即ち全調査領域（127 ないし 129 コンツェルン）に於ては 31.8% から 32.9% へ、製造業（建設業を除く 87 ないし 88 コンツェルン）に於ては 37.3% から 37.8% へと増大したにすぎなかったという点である。それどころか 1972 年と 1980 年に調査されたもので固定資産投資中に「大コンツェルン」が占める割合をみると、僅かに減少している。しかしながら、このことは集中が弱まったことの表われと評価されているわけではなく、益々国際化が進むという一定の傾向を通じて説明される。世界コンツェルンの明瞭な頂点を有するコンツェルンのうちの 10 のコンツェルンは、例えば 1972 年から 1980 年迄の時期にその国内資産投資に加えて海外のコンツェルン子会社でもう一度この投資額の 41% を上回る支出を行ない、1980 年にはこれら 10 コンツェルンは海外に於て既に国内の価値創造の 43% を追加的にひねり出したのであった。その上、これら 10 コンツェルンの国内価値創造は、コンツェルン内部の決済や生産の段階的・部分的移転を通じて海外へ押し出された。

集中を判定するに際しては、多国籍企業の国外活動を顧慮しないわけにはゆかない。これに対応して集中の研究とコンツェルンの公開の徹底が要求され、経済的権力規制の必要性が強調されているわけである。

1973 年以降の西ドイツ産業に於ける集中度の進展（ラインハルト・ヨルダン、WSI、デュッセルドルフ）

1973 年から 1979 年迄 (100 大企業については 1980 年迄) の時期の経済的集中に関する独占委員会の主鑑定書のデータから出発して、集中の進展過程を何とか明らかにしようという試みが始まられた。これをまとめ上げる中から、構造上の指摘に終わっている独占委員会の作業方法に於て批判されるべき点が明らかになっている。100 大企業の記述を比較可能ならしめる為に、1980 年の 100 大企業を 1972 年から 1978 年迄の図式に従って配列しなければならなかった。これと関連した構造分析により、経済的集中の増大と一握りの企業頂点の形成が明白に証明されている。最後に、独占委員会の法的地位の向上と連邦統計局による資料提供の要求が新たに提起されている。

財産分配と住宅建設の租税軽減 (ジークフリート・ブレンケ, 連邦国土計画・土木・都市計画省担当官, ボン)

筆者は、現行税制が不動産所有の分配に極めて多様な影響を及ぼしていることを納税者全体に関してのみならず実例に即して証明している。集中効果は、住宅建設政策の重要な財産政策的措置と巷間認められている所得税法第 76 条 (及び所謂総合課税) の結果として生じたのでは必ずしもない。本質的には集中効果は、課税対象所得の査定に際して「使用賃貸及び用益賃貸から生じた損失」、おもに減価償却費と債務利払の控除による節税を個々の場合に無制限且つ任意の数の不動産物件について認めている通常の税法とより強く結び付いているのである。財産取得の税務上の枠組となる諸条件を新たに具体化するについて、筆者は、どちらかと言えば量及び回数による制限付きで利用しうる財産取得の租税軽減の方が、専ら個々の場合の事情により決定される租税軽減よりは、広範な国民諸階層の財産形成という政治的目標設定を考慮に入れているという結論に達するのである。

スウェーデンに於ける被用者資本基金 (イエスタ・レーン, ストックホルム大学)

1975 年以来スウェーデンの労働組合により開始され、ドイツの労働組合が被用者の超経営的利益参加と呼んだ被用者基金に関する政治的論議は、極めて詳細に跡付けられている。その際には政治全般の一定のコン

西独労働組合（DGB）の財産政策・経営内所有参加批判

センサスの後に、2つの陣営への社会的分極化、進行が明らかとなっているのであり、これをとりわけ経営者側が鮮明化したことにより幾つかの選挙戦に重大な影響を及ぼしもしたのである。しかしながら、分極化の進行は、労働組合の構想が同時に不斷に改良されてゆくこととは対照的である。当論説は時期的には先頃1982年末の社会民主党の政権獲得を以て終わっているが、同党に対して論議が最終的に到達した水準に基づいて基金をやがて法律で実現することを望んでいるわけである。

所有参加モデルによる公共財政負担ニーダーザクセン州法案を例にとってー（ハンス=ディーター・シュトルパー、ボン大学）

ニーダーザクセンの法案の実例に即してみると、この種の経営内被用者参加提案の場合には、側面支援的な租税優遇措置のコストが割増金による直接的奨励のコストを遙かに上回りかねないという傾向が出て来る。しかも、この法案の優遇措置が624 DM法のそれと同じだけの規模で利用された場合には、176億DM規模の公共財政の租税・保険料収入の損失及び総額245億DMに及ぶ州の財蓄奨励コストが発生するであろうということが明らかになっている。

経営内資本参加を通じての財形？—「Photo-Porst」社の事例—（ミヒャエル・ハインリヒ、経営コンサルタント、デュッセルドルフ）

Porstモデルの事例に即して、経営内参加の経営経済的長所・短所を点検する。企業にとっての長所は、先ず第一に租税負担の軽減より生ずる。しかしながら、これには流動性及び資本の継続的流出から発生する重大な短所が対立している。被用者にとっての短所となるのは、経営内参加の為に権利保護や処分の可能性が極めて強力に制限されることである。付言するならば、共働者の資本参加が意思決定なし共同決定過程への参加の為には不可欠の動機付け補完策であるとの意見が流布しているが、これはPorstモデルの事例では確認できない。

財産形成は財産妄想か？—労働組合対策の手段としての財産政策の有用性—（クラウス・シェーファー、WSI、デュッセルドルフ）

筆者は、財産政策若しくは貯蓄奨励に関する労働組合側の最も重要な

論拠の回顧を行なう。その際に、しばしば人心を惑わしている「財産形成」なる表看板、更にはこれがしばしば不当な過ちを犯しているということに注意を喚起するものである。そして筆者は、この経済秩序の中では財産形成なるものが（賃金と並ぶ）第二の個人所得を何ら生ぜしめるわけではなく、またそれに伴い個人可処分財産の何らの再分配をも生ぜしめるわけではないことも確認している。成程集団的レヴェルでは（個人所得増のない）議決権ないし影響力行使の権利の再分配は理論上は可能であるが、政治的には殆ど実現不可能であり、とりわけ効率性に欠けるが故に望みうべくもないものである。

それ故、筆者は、他にとるべき途の為に財産政策との訣別、従って貯蓄奨励との訣別をも支持するものである。個人所得レヴェルでは、協約政策及び法律による措置の方がより公正な分配を生み出すであろう。そして、集団的権力規制は、相互調整された個別の手段と共に「経済的権力規制の為の総合的システム」を通じて達せられるべきである。

財産形成は財産妄想にすぎないのか？

—労働組合対策としての財産政策の有用性について—*

クラウス・シェーファー**

1. 序
2. 財産現在高主義か財産増加分主義かの選択
3. 貯蓄奨励—そして個人財産の不形成
 - 3.1 追加所得に代わるものとしての貯蓄構造振興策
 - 3.2 「経営内被用者参加」—経営者の手中への財産形成
4. 権力規制の手段としての超経営的被用者基金—議決権の集団的再分配
5. 財産政策との訣別—他にとりうる途への転換
 - 5.1 貯蓄奨励に代わるもの—あらゆるレヴェルでの再分配システム
 - 5.2 超経営的基金に代わるもの—経済的権力規制の為の総合的システム
 - 5.3 財形給付に関する労働協約の不締結

1. 序

「財産形成」であるとか或いは（外見上）更に正確には「被用者の生産財への所有参加」といった標語の下での政府の現下の2つの計画は、「財産政策」の背後に潜む（或いは背後に隠蔽されたと言ってもよい）その内容と如何にかけ離れたものであるか、いやそれどころか正反対のものでありかねないかを示唆している。スウェーデンに於ては、再び選ばれた社会民主党政権がまさに長年の中断の後に（24の地域毎の）超経営的「被用者基金」の設立を準備しており、更に同政権はそれが経済成長や雇用といった焦眉の問題の解決に寄与することを期待しているのである。⁽¹⁾ 同一の目標を、ドイツの保守・自民連立政権が財産形成と並んで、自らの使用者たる事業所への被用者の経営内参加に対する国庫助成の為のかなり具体的な計画を以て既に追求している。⁽²⁾ 超経営的基金はスウェーデンの労働組合 LO が長年にわたって強く要求してきたもので、⁽³⁾ ドイツの労働組合もまた 1970 年代初めに議会で当時の社民・自民連立政権に對してこれを要求している—そして厳密に言うならば、今日に至るも公式には放棄してはいないのである。⁽⁴⁾ これに対して、経営内に於ける処理はいづれにせよ今日に至る迄 LO 及び DGB の両労働組合全国組織により拒否されている。⁽⁵⁾ しかし、スウェーデンに於ては少なくとも経営内参加に賛成する被用者グループが存在しており、一部ではこれを実践している。⁽⁶⁾ そして西ドイツでは個別労働組合のうちで最近織維・衣料労働組合（GTB）が 1982 年 10 月の大会で自らの使用者たる事業所への被用者貸付金に経営内参加の一特殊形態として賛成の意向を表明したのであった。

不明確であるどころか一見して矛盾した見解によってむしろ人心が惑わされるこうした情況に対して、この政治的手段にまつわる誤解や幻想を取り除く為に、今こそ労働組合側の見地から財産政策の意義について幾つかの根本的疑問を呈する時であるように思われる。最も重要な問題とは、労働組合は財産政策に何を望むのか、或いは財産政策をどうしようというのかということであり、労働組合は財産政策に何を期待しうるのかということである。これらの疑問及びこれに対する回答は一部が以

前に既に定式化されてしまつており、当時は労働組合の論議の的でもあつたではないかと皮肉る向きもないではない。同時に、政治的手段としての財産政策は、迂余曲折の歴史を有するのみならず、全く異なつた意図・内容の上に様々に色合いを変え且つ任意に重ね合わせることのできる多機能的概念の外皮なのだということを明らかにすべきである。

2. 財産現在高主義か財産增加分主義かの選択

経営者側から始まつた財産政策論議に労働組合が参加する出発点となつたのは、戦前的情况、つまり財産とりわけ生産財の不平等な分配が経験的に認められたこと、或いはそうした情況が復活したことであつた。今や所有の不平等は、現有財産の再分配、若しくは増大する現有財産の構造を変化させるような累積的作用を及ぼす年間財産增加分の再分配という2つの戦略を通じて根本的に変えることができる。第一の可能性は急進的な措置であり、現存の所有構造への広範な干渉をもたらし、有産者の猛烈な抵抗を誘発しもするが、例えは生産財の社会化の如く、多かれ少なかれ即効的且つ持続的作用を及ぼす。しかしながら、まさしくそれ故に西ドイツに於てこの第一の可能性は今日に至る迄実践されていないし、それどころか殆ど話題にもされていないのである。

そして、この第一の可能性の急進性が、恐らく「財産政策（增加分主義）」がこれに代わるものとして活用される理由でもあつたのであろう。何故なら財産增加分主義は、既存の所有権への侵害を回避し、一根本的にはそれが機能を果たすことができるということを前提としてのことであるが一財産增加分の再分配が現在高に比較的ゆっくりと作用することにより、変化したか或いは変化しつつある所有構造になじみ、社会的紛争を緩和する為の時間を約束したからである。具体的には、追加所得を通じて可能となる被用者の貯蓄の増加を上回って、各種財産（貨幣財産、不動産、生産財）更には同時に全国富に被用者が占める割合が引き上げられ、財産分配がより平等なものとされる筈であった。こうした作用をもたらすものとされた国家的手段ないし措置が、財産政策或いは貯蓄奨励、更にはそれどころか「被用者の手中への財産形成」並びに「財形給付」などとも称せられたのであり、現に称せられているのであるが、こ

れによって言葉の上では目標の実現が先取りされたのである。

3. 貯蓄奨励一そして個人財産の不形成

3.1 追加所得に代わるものとしての貯蓄構造振興策

しかし、元来少なくとも一部の労働組合には、資本主義経済秩序に於て毎年の賃金闘争で獲得されたものを上回る被用者の追加的実収賃金なるものがそもそも可能なのか当初からいぶかる向きもあった。というのは、そこでは企業は労働組合の一層の賃上げ要求を相殺したり価格や失業に転嫁したりできるわけで、その結果いずれにせよ中期的には所得分配及び貯蓄・財産形成能力も同時に固定化しうるからである。こうした評価は、一般的な貯蓄奨励や312 DM 法又は624 DM 法という形式による財産政策にも拘らず、徐々にではあったが益々裏付けられていった。⁽⁸⁾

あらゆる納得のゆく経済の総合的連関や現在の経験的調査に照して、貯蓄奨励なるものは、本質的には財蓄する気にさせるというだけなのであって、貯蓄能力を高めるものではない。つまり第二の収入を何ら生み出しあしないのである。このことは312 DM 法又は624 DM 法の「財形給付」にも当てはまり、それは労働協約の中では毎年の所得増加分の一部とみなされるが、貯蓄賃金として被用者には数年間にわたり支給されない。或いは逆にこの労働協約による貯蓄賃金がなければ、現金払賃金の引き上げはこれに見合って結果的により大きくなるわけである。というのは企業にとっては、賃金コストの一部が銀行や住宅建設貯蓄組合或いは保険業に流れ込もうが、直接被用者の懷に入ろうが、どうでもよいことだからである。それ故、このように見るならば、元来貯蓄奨励政策全体が、それにより銀行や保険会社並びに住宅建設貯蓄組合が利益をあげてきた一定の貯蓄構造の振興政策とみなされなければならないのである。いずれにせよ624 DM 法の枠内に於ては、今日に至る迄に被用者の貯蓄の98%がこれら3つの領域へと流れ込んでいるのである。

被用者の為の国家による（一般的貯蓄奨励の）貯蓄割増金や（312 DM 法又は624 DM 法の）貯蓄付加金が被用者以外の者の租税を財源としていたならば、これによってのみ過去に僅かばかりの追加所得又は再分配効果が発生したことであろう。しかし、貯蓄奨励によって利益を得る

のもやはり被用者以外の者なのであって、それどころかかつては被用者以外の者の所得が高額になればなる程、それだけ益々得られる利益も多かったのである。というのは、割増金に代わるものとして貯蓄額の控除による節税が可能だったからである。しかし、結局決定的なことは、貯蓄奨励によって可能となるかかる僅かばかりの再分配効果が、「財産政策」というレッテルこそ貼られていないが税法の全体系及び国家による譲渡による企業や自営業者の為の財形効果を持ったものとして与えられた其他の分配効果と今日よりも早く相殺されなければならないということである。ここには家屋及び土地所有の場合に通例所得増加に伴って増大するとりわけ租税上の特権があるわけであり、そうした特権の場合には本来私的な生活様式への税務控除形成の余地が事業所の必要経費や補助金其他これに類するものと同様に考えられているのである。

本号の S. プレンケの論稿は、高額所得及び現有財産の為のこれらの特権の総額が貯蓄奨励の全効果よりも多額にのぼるという推測の為の有力な情況証拠を有するものである。もう一つの情況証拠を提供しているのが 16 億 DM という額にのぼる財産税の負担軽減を議決しようという企図を有する現政権であり、これにより 250 万 DM を上回る財産を有する私人及び 2 億 DM を上回る財産を有する企業が殆ど専ら利益を受けるであろう。⁽⁹⁾

貯蓄奨励だけをとってみても、それは量的に既に他の国家施策の財産形成的・集中促進的効果の陰に隠れてしまっているというこの見方もまた、既述の貯蓄奨励改革に関する 1979 年の DGB 見解の中で論及されている。案の定その中では、「國家の貯蓄奨励或いは少なくともその一部の任意の利用が極めて好都合にこれをなしうること」⁽¹⁰⁾ は貯蓄奨励に対する批判を要約したものとしては驚くには当たらない。とかくするうちに財政合理化政策の帰結として貯蓄割増金が廃止され、被用者貯蓄付加金が削減され、これにより再分配の余地もまた國家の譲渡の枠内に於けるいずれにせよ僅かな潜在的なものとなったのである。

3.2 「被用者の経営内参加」—経営者の手中への財産形成

現行制度の下で「被用者の生産財への参加」などという偽瞞的名称で被用者の貯蓄を銀行や保険業や住宅建設貯蓄組合から使用者たる事業所へと誘導するか若しくは使用者たる事業所をして賃金構成要素の一部留

保を可能ならしめる仕組が設けられるというのであれば、貯蓄奨励に対する労働組合の懐疑はそれだけ一層増大したに違いないし、現に増大するに違いない。この 1970 年代中頃から CDU/CSU 及び FDP により提起され、社民・自民連立の中でも支持する向きのあった被用者経営内参加の要求は、保守・自民連立新政権のこれに対応する幾つかの声明によれば、今やどうやら近々実現の運びとなるらしい。

624 DM 法の 936 DM への〔助成枠〕拡大は、恐らく住宅建設貯蓄を例外として、株式から投資証券に至る迄の所謂経営内危険資本への被用者資金の投資に専ら適用されるとのことである。同時に、危険資本に対する貯蓄付加金が遙かに多額（20 %）にのぼるというのに、伝統的に被用者が好んできた銀行・住宅建設貯蓄組合や保険での貯蓄形態に対する被用者貯蓄付加金はバッサリと（10 %⁽¹¹⁾）削減されるか、或いはそれどころか完全に廃止されることがある。。そして労働組合に対しては、これに対応する労働協約を締結するように、即ち従来 624 DM の枠内で協定された貯蓄賃金を増額するように呼びかけが行なわれているのであるが、これは現金払いの賃上げを逆に減少させ、事業所の流動性を増大させるのである。

公務員を除く約 1700 万全被用者による経営内参加の為の 312 DM の拡大枠をフルに活用すれば、これに対応する被用者の貯蓄を通じて（つまり租税面でのメリットがなくとも）企業にのみ年間約 50 億 DM の追加的流動性がもたらされることになるが、このことは被用者から見れば同額の現金払賃金の（暫定的或いは終局的）放棄を意味するであろう。伝統的な貯蓄形態及び基礎となっている労働協約の延長の為の旧 624 DM 協約が失効する場合には、この年間最大 100 億 DM の額にのぼる財形給付もまた追加的に経営内参加へと流入することであろう。

単に貯蓄構造を変えることだけを目標とするこの種の貯蓄奨励もまた何らの追加的所得をも生み出すことができないなどということを論拠とするこのような要求に対して、労働組合は年来抵抗してきた。そうした要求は逆に被用者の一時的賃金放棄の増大を意味するが、同時に被用者は不可避の雇用リスクにその上更に加えて財産上のリスクと結び付けられるわけである。何故なら、銀行や住宅建設貯蓄組合や保険での投資と比較して、経営内参加は遙かに危険で、事業所の支払不能や其他流動性

の面での難点に対する保護策を講ずるのが遙かに困難であるか若しくはコストがかかるからである。付言すれば、経営者や連邦政府の願望からしても、経営内参加には保護策が全く講じられないか、或いはほんの僅かに保護策が講じられるにすぎないとのことである。というのは、曰く総合経済的理由からはまさに危険資本、即ち損失も分担する経営内参加が望ましいからだそうである。この理由から、被用者にとっては、リスクが生じた場合には暫定的な資金放棄が終局的なものとなるという公算が大である。

助成枠拡大と結び付いた企業からの国家への租税・公課納付額の減少により、被用者にとっては更により多くの間接的危険性が発生する。即ちこの租税・公課収入の減少が公共財政に追加的負担をもたらし、一層の支出削減若しくは公課の引き上げを被用者の負担で惹き起こすわけである。これらの危険性は全て、労働組合側から度々強く指摘されてきたところである。⁽¹²⁾ 本号で特に経営内参加による差し迫った公共財政負担を総合経済的見地から扱っているのが H.D. シュトルパーの論稿であり、一部で経営的見地から扱っているのが H. ハインリヒの論説である。シュトルパー論文に於ては、ニーダーザクセン州法案に対応した経営内参加の為に 624 DM 法をフルに活用した場合、企業には租税・公課の節約を通じて約 165 億 DM ⁽¹³⁾ が流れ、その結果企業にとって被用者貯蓄を含む流動性の獲得は全部で総額 260 億 DM にのぼるという指摘がなされている。

結局経営内参加の支持者達のうちの少なくとも一部にも、経営内参加によって自ら協約自治や労働組合の地位や被用者保護法上の諸権利を侵害することを望む向きがあるものと想定しなければならない。というのは、経営内資本所有参加を行なっている被用者にはこのような後押しへ最早不要であろうからである。これに対応する被用者参加会社の構想は、もう数年前に幾つかの企業グループで労働組合による従業員の為の同権的共同決定要求を退けることが問題となっていた折には意義のあるものであった。今日の連邦政府を支えている一部の政党の為に経営内参加に関して詳細な社会政策綱領上の正当性の証を提供する出版物が現われて以来、⁽¹⁴⁾ このような考えは更に一層真剣に受け止めなければならない。

その出版物の中では新しい労使協同的企業体制の中心たる協働者の經

當内利益・資本参加が説明されており、他方ではこの新企業体制を、経営内参加を一手段として、ないしはこれを唯一の手段として実施される経済・労働生活を規律する全法体系の変革であると記述している。この変革願望の背後にあるのは、被用者相互の団結は解体されるべきで、自律的協約当事者且つ事業所内被用者代表としての労働組合の立場は弱められるべきで、指揮職員及び経営者一般の立場は著しく強化されるべきで、全般的に極端な成績主義ないしエリート主義が導入されるべきなどという、社会的進化論とでも漠然と定義しうるにすぎないような、どう見ても救いようのない社会像並びに法と憲法の理解である。⁽¹⁵⁾

経営内参加にまつわる上述のあらゆる危惧は、繊維・衣料労働組合（GTB）が1982年10月の組合大会で、経営内参加の一特殊形態である使用者たる企業に対する被用者貸付金の為の労働協約に関する交渉を経営者と行なう決議を行なったからといって弱まるものではない。何よりも先ず、この決議は最終的なものでなく、「協約政策的・経営経済的・法律的・租税的・社会政策的性格を有する多数のこれに関連した諸問題を解決し、相互に調整する為に再度審議される」というものであって、このことが世間では余り知られていないのである。

この方針説明は、同決議と結び付いており、恐らくは満たすことのできない幾つかの条件（即ち、中央執行委員会及び労働組合顧問団のメンバーの少なくとも三分の一の賛成を要求する組織政策上の主たる条件と並んで、次なる実質的条件もある：繊維・衣料労働組合は、「万一折衷的、つまり現金払賃金と貸付金分担分とが組み合わせられた協約が締結せられた場合には、純然たる現金払賃金のみの協約が締結せられた場合よりもより高い価値がそこに獲得されなければならない」ということを前提としているのである）もまたそうであるように、恐らく中央執行委員会によって、提出された提案に対する内部批判に原因があるのであろうと推測される。

後者の条件についてのみ実現に失敗するであろう。というのは非現実的な実行可能性は別として、この条件によって同時に繊維・衣料労働組合提案の他の中心的目標、即ちコスト負担軽減により企業に追加的流動性を獲得せしめることが破棄されているからである。しかし他方では、其他幾つかの理由から同提案では殆ど交渉の余地はない。これに代わっ

て予め考慮に入れられていたのは、繊維・衣料労働組合によって要求された年金保障協会を範とする被用者貸付金保護措置が極めて費用のかかるものなので、それが経営者の流動性メリットを帳消しにするに相違ないということであった。その間に、⁽¹⁸⁾ 経営内参加が真正のリスク参加である限りで普段からこれに共鳴しているにすぎない立場の人々によつてもこの結論は承認されている。⁽¹⁹⁾ 結局まさに徴収手続を通じての保護策との関連に於ても、多くの保険法上の問題が未解決なのである。

そして、挙句の果てにこれに対応する労働協約が締結されたとしても、従来から認識しうるよう、連邦政府が貯蓄奨励の枠内での被用者による財産投資形態の選択について自由選択の原則に固執する限り、即ち被用者貸付金に関する相応の労働協約があるにも拘らず、これによる呼びかけを受けた被用者が依然として銀行や住宅建設貯蓄組合や保険での貯蓄形態或いは他の経営内貯蓄形態を選択する意思決定をなしうる限りは、繊維及び衣料の分野の被用者によるその承認は根本的におぼつかないのである。伝統的に優遇されてきた経営外投資形態は通例より高い利子ないし(目的貯蓄に関しては)より大きな魅力ないしはより高い確実性を賦与されているので、被用者貸付金や他の経営内危険資本に対する特別に高額の貯蓄付加金によって従来からの被用者の貯蓄形態の好みを計画通りに再編成するのには恐らく成功しないであろう。

4. 権力規制の手段としての超経営的被用者基金—議決権の集団的再分配

たとえ追加所得による被用者の財産増加が不可能であろうとも、この前提条件を放棄したり、負担転嫁若しくは相殺の過程を回避したり、更にはそれにも拘らず目標に到達することができるのであろうか? このことは、実際既に 1960 年代半ばに生産財増加分の再分配の為の「被用者の超経営的利益参加の構想」により肯定されている。とりわけこの種の財産は再分配措置の対象として考えられることが多いのであるが、それはこの種の財産が単なる私有財産としてではなく、とりわけ高度に集中した私有財産として、明らかに資本という生産要素を超えた広範囲に及ぶ処分権をも媒介し、更には経済的影響力を以て政治的権力をも媒介し

ているからである。それ故、この権力の規制が先に説明した構想の目標とするところでもある。しかし、それが概念的に「財産政策」に分類されたことによって、この目標の実現が同時に最初から困難なものとなつた。

毎年一定規模以上の企業により課税後利益の一部が新たな自己資本に転換されることになっていた。この追加自己資本については、全被用者に対して株式同様に株式会社の株主総会で行使しうる無条件の議決権を保証した持分証書が無償で発行されることになっていた。(他の企業形態については、同等の有価証券及び相応の意思決定機関が創設されなければならないであろう。) こうした持分証書の所有者をして今日の小株主の無力に陥らせない為に、議決権は被用者自主管理基金に於て無論一括行使されることになっていた。つまり、被用者は、一方では民主的選挙で基金の管理を決定し、他方では被用者代表を企業の意思決定機関へ派遣することとなろう。

何よりも先ずこの構想は魅力的であるように思われる。即ち転換された利益は自己資本として今後も削減されることなく事業所が意のままにできるので、企業にとっては何らの流動性も失なわれるわけではないのである。それにも拘らず被用者は、年々転換される利益の分だけ企業の所有者となるであろうし、自らの権利証書を通じて私有財産に基づく現存の経営権ないし処分権を利用することができよう。年々行なわれる〔利益の自己資本への〕転換及びこれと結び付いた企業所有権の累積がもたらす帰結とは、一定期間後に超経営的資本所有から被用者の有力な共同(意思)決定権 (Mitentscheidungs- und Mitbestimmungsrecht) が生ずるということであろう。企業の意思決定機関に於てこうした共同決定権は、事業所の被用者たる地位に由来する同権的共同決定に対して並列的若しくは付加的に効果を發揮するであろう。原理的には経営内的見地に立つか超経営的見地に立つかによって被用者の利害が衝突すること（経営的な雇用面の利益と超経営的な環境保護の利益との衝突がその一例であろう）も排除できないが、結局は元来の資本所有者に対する被用者の過半数優位が実現しよう。

被用者が過半数優位を占め資本所有者が少数派の立場となることがありうるという見通しは、この構想が公表されるや直ちに当然予想通り経

當者や保守政党の政治的抵抗を喚起することになった。抵抗が極めて大きかったので、連邦議会の社会民主党によつても多かれ少なかれ踏襲されていた DGB 全国大会の 1972 年のこれに対応する要求は、連邦首相ヴァイリー・プラント率いる社民・自民連立政権下に於てもこれを実現することができなかつたのである。非資本会社の持分証書を評価する上での困難を克服できないことが表向きの理由とされ、政府内部のこれに対応する法案審議は 1974 年にストップした。⁽²¹⁾ 労働組合は、内部でギリギリ過半数で超経営的利益参加支持の意思決定を行つてゐたにすぎず、また当時は企業内に於ける同権的共同決定を戦い取ることが政治的に優先されていただけに尚更のこと、こうした政治的抵抗を受け入れたのであつた。⁽²²⁾

その上、この内部論争は、部分的にすぎないにせよ、その構想の根本的な機能の仕方に疑問を投げかけることを可能ならしめた諸要因にその原因を求めるべきで、例えは先の法案に於て連邦政府は、所得が一定の限度額以下にとどまつていて何らの財産税も払うていない限りは、公務員を含む被用者のみならず自由業及び自営業者に対しても持分証書を発行するつもりだったのである。それどころか、超経営的利益参加が益々普及した暁には、一層広い範囲の人々を段階的に助成措置の中に含めることができる。これにより、超経営的利益参加による被用者にとっての権力増大が既に制約されていたことであろう。

それ以外にこの権力増大を制約するものと危惧されていたのは、当初 DGB 要求の中にも含まれていた文言である。それによると、持分証書は 7 年間の据置期間を過ぎれば売却しうるごとになつてゐた。それと共に、証書売却に伴う議決権喪失の危険性、更には恐らくは大量の買戻しやこれと結び付いた所得強者・資本強者層への財産証書の再集中もまた予め織り込み済みであつただろう。このように証書売却が可能とされたのは、財産政策の表向きの目標、若しくは財産政策上の措置を通じていずれにせよ追加所得も叶えられ又はこれを受け取るという被用者の願望と誤認されていたものへの譲歩だったのである。しかし、これと共に超経営的利益参加の出発点が再度消滅することとなつた、つまり資本主義経済秩序の下では製品価格に賃金の占める割合の増大が後まで尾を引くことを意味する被用者の追加所得は不可能なのである。しかし、このこと

と関連して更に一層重要なのは、権力の規制と所得の獲得との間には取り除くことのできない相克があるのだということを明らかにすることだったのであり、被用者にとって権力規制が超経営的利益参加によってもそのまま保持されているべきであるならば、被用者は自らの議決権付持分証書を売却してはならないか或いは売却益の獲得を断念しなければならない—そして逆もまた真実である。場合によっては獲得しうるものは、売却不能な持分証書の極めて僅かな、それ故恐らく個人的見地からみれば放棄してもよいような利子であったことだろう。⁽²³⁾

被用者の影響力に対する第三の制限は、連邦政府の説明によれば、超経営的基金の中央意思決定機関に於ける被用者たる持分所有者の議決権を%に制限することであった。最後に、第四の重大な制限は、構造若しくは基本理念自体により与えられた。言い換えれば、権力の増大は景気により左右されるところとなったのである。つまり利益がなければ自己資本も影響力の増大もないというわけである。同時に、時の経過に伴なう権力増大の速さは、年間抛出率(連邦政府により10%と見積もられた)によっても左右されるものであった。この権力増大は、自己資本への年間転換率が低ければ低い程、それだけスピードが遅くなり、事業所の損失をもたらす景気の沈滞によってそれだけ頻繁にさえぎられ、被用者の資本持分が有力なものとなる時期がそれだけ遅れることになる。しかし、他方では次のことも妥当する：自己資本への年間転換率が低ければ低い程、それだけ旧所有者が残っている利益の中から自己資本増加の資金調達を行ない、このようにして被用者の権力増大を相殺する可能性が大きくなる。(連邦政府によって提案された利益の10%という自己資本への転換率の場合には、利益の90%が自己資本増加の資金調達の為に自由に用いることができたことであろう。)⁽²⁴⁾

1974年以後西ドイツに於て超経営的利益参加への公的関心が政治的抵抗の為著しく弱まった一方で、この構想は外国に於ては尚一定の役割を演じていた。とりわけスウェーデンの労働組合は、この構想に飛びつき、これを綱領上の要求としたのであり、この要求はスウェーデン社会民主党によっても受け継がれた。その際にスウェーデンの労働組合もまた、当初から既に言及したこの構想の一定の弱点を適切な措置によって取り除こうと試みてきたのである。そこで、利益の自己資本への年間転

換額を 10 %よりも遙かに上に引き上げ、権力再分配の過程を促進する為若しくは旧所有者の並行的増資によりこれを危うくしない為に被用者管理の参加基金に対しても企業の其他一切の増資について先買権を与えることが提案された。⁽²⁵⁾

しかし、恐らくはまさしくその故に、それだけ一層スウェーデンに於てはこの要求に対する政治的抵抗が大きかったのであろう。そして、スウェーデン社会民主党の当時の選挙敗北の原因が選挙戦の中で社会民主党及び労働組合によって前面に押し出されたこの要求に帰せられている 1976 年のスウェーデン総選挙を見守っていた者も少なからずいる。とかくするうちにスウェーデン社会民主党は、同党が 1982 年の選挙戦でも被用者の超経営的利益参加も同時に前面に押し出したにも拘らず、再度政権についているのである。

しかし、細目に於ては、この要求はそれでも部分的に当初の構想とはかなり隔っていた。この要求は、西ドイツでも見られたように、同時に一つの発展を反映している。そこで、基金は最早利益からだけでなく、租税若しくは賃金・俸給額の 1 %にあたる被用者の賃金放棄分からも資金調達しなければならないのである。基金が個別企業の基礎資本に占める持分は、 5 %を超えてはならない。株式配当及びこれに類する利得の形で得られる基金の利益は、その大部分がスウェーデンに於ても破産に頻している年金保険制度の資金調達に充てられる。⁽²⁶⁾

それ以外の詳細は目下のところ未だつまびらかでないが、前述の事ですら場合によってはそのままの形で実現されてはいないかも知れない。というのは、スウェーデン新政権の方針説明以上のものが提示されていないからである。スウェーデン新政権は、最終的意見決定の準備の為に、先ずこれを検討し細部のつめを行なう為の政府委員会を 1983 年秋に任命した。それにも拘らず、スウェーデンに於てかかる措置或いはこれに類する措置が資本所有の集中に対する被用者の有力な対抗力を近々構築しうるか否かは今日既に疑わしいように思われる。例えば議論の今日的状況からすると、スウェーデンに於て全部で 24 の地域の被用者基金の総収入は合計で目下のところ 20 億スウェーデン・クローネ或いはスウェーデン経済の利益の 6 %になるとしても、これではスウェーデンの生産資本の所有・権力構造の変革の為の蓄積としては余りにも少な過ぎるので

ある。⁽²⁷⁾

その間に西ドイツに於ては、幾つかの労働組合の中で、法律レヴェルでは激しい政治的抵抗に遭って頓挫した超経営的利益参加の途が労働協約に支えられて実施できないものか検討がなされていた。その場合、これに対応する基金は、全国的或いは地域的性格のものではなく、業種別の性格のものとなったことであろう。しかし、すぐさま明らかになったことであるが、かかる業種別基金を交渉により実現する為の代償とは、少なくとも権力の規制という労働組合の本来的目標を最初から破棄してしまうような労使同権的管理でなければならなかつたに相違ない。そして、これに対応して経営者側と細々と接触を試みる中で明らかになったのは、同権的管理の場合ですら、かかる業種別基金がその資金を運用するにあたってとられる政策は、たとえその資金が持分証書であろうと支払われた現金であろうと、極めて制約を受けたものとならざるを得ないであろうということである。いずれにせよ経営者側は、法律並びに労働協約レヴェルの業種別基金を公式に断固拒否している。

それ故、超経営的利益参加に対する抵抗の国内外の経験に鑑み、しかし他方ではこの構想の内在的弱点に鑑みるならば、これには余りに多くの希望更には場合によってはそれどころか幻想さえ結び付いていたし、或いは相変わらずそうであり続けるのではないかという疑問が出て来る。これは、少なくとも株式会社を始めとする資本会社以外の企業の持分の評価に際しての技術的諸問題に確かに当てはまる。これは、特に失業や環境汚染などのような危機が現実に発生したら所望の対抗力によってそうした危機を出来るだけ速やかに克服したいという場合に、被用者がその代表をしてこの対抗力を獲得せしめるという目的でその基本理念を実現するのにさえ必要不可欠な長い期間に主としてあてはまる。しかし、この期間を相応の高い拠出率によって短縮する場合には、労働組合が所望の対抗力を一定期間内に獲得することを確信できなくとも、同時に政治的抵抗が強まる。

しかし他方では、権利証書の構造転換が成功したとしても、このことにより監査役会やこれに類する機関で構造変革的に参加被用者の代表著しくは代表団が被用者の利益に沿った勝利を収めることができるという保証は十中八九できるものではない。このことは、部分的には確かに現

行企業法ないし会社法を背景とするこれら〔監査役会など〕の機関の過大評価と取締役会及び経営者の持っている可能性の過小評価を意味するものである。この観点は、まさにモンタン共同決定が風化するという最近の経験を背景として、1976年共同決定法の適用回避、つまり資本側により実施された監査役会・取締役会等の規定の変更については特に重要な⁽²⁸⁾のである。

5. 財産政策との訣別—他にとりうる途への転換

結論的に明らかになっていることは、被用者にとって権力規制の手段でもなければ追加所得の源泉でもない財産政策なるものが成果を約束する一戦略だということである。或いはこうも言える一財産政策的思考可能性の枠内では、労働組合が受け入れられるような他にとるべき途などはない。それ故、従来財産政策によって達成しようと努めてきた労働組合の目標観念は、他の手段により達成されなければならないのである。

5.1 勘蓄奨励に代わるものーあらゆるレベルでの再分配

被用者の為の財産政策だと喧伝されているが、被用者には一般的に何らのそれらしき物質的利益も与えることのない勘蓄奨励とは一体何を意味するのであろうか？ それどころか経営内所有参加の特殊事例に於ては、多くの場合一時的賃金放棄により結着が付けられるであろう追加的リスクを被用者に負わせている。いやそれどころか、経営内参加は、社会政策的構想として、労働組合の無力化と被用者の連帯の否認を目標とするものであり、高度に集中した生産財の権力規制という労働組合の目標とは正反対のものを追求しているのである。仮に勘蓄奨励及び経営内参加から一切の財産政策的目標設定を除去し、政府案の中でもやはり見られるように、雇用政策上の目標に奉仕させることを望んだとしても、勘蓄奨励や経営内参加もまたその実現の為に何らの寄与もできない。目下のところ国家の勘蓄奨励なるものは、どのみち根本的に疑わしいものである。何故なら国家の危機というものは、勘蓄増を公的に誘導したり奨励したりすることによってではなく、経済全体の需要を喚起する為の国家支出の増額によって克服されなければならないからである。というのは、被用者に対しては賃金の一部を支払わないがその為事業所の流動

性を（保護策の講じられた被用者貸付金を例外として）高める経営内参加は、これによって企業の投資需要増を保障することはまだ到底できず、それだけにいよいよもって雇用増を保障しうるものではないからである。⁽²⁹⁾

それどころか、逆に経営内参加は、失業の克服を金銭的に妨害するにはおあつらえ向きだったのである。何故なら、経営内参加の為に不可欠の資金放棄若しくは賃上げ分の放棄は、労働組合自らが失業克服の為に用いることのできる唯一の自律的武器である労働時間短縮と競合するからである。それによって達成しうる雇用効果で評価した場合に、とりわけ週35時間労働の形では、国家の大規模な投資計画を含む其他あらゆる経済政策上の手段よりも遙かに優れている労働時間短縮は、現金による賃上げの放棄という犠牲を払ってでも獲得されなければならないのである。恐らくこの競合関係もまた、経営内参加の支持者達が今まさに、労働組合が週労働時間短縮を求める1984年の協約政策を実行する前にこうした形態の財産妄想の為の追加的な国家奨励策ができるだけ速やかに実現されることに特別の关心を寄せていることの一つの理由であろう。

それ故、労働組合から見れば、何もかもが、政治的手段としての貯蓄奨励の拒否に有利な材料を提供しているのである。しかしこれは、所得及び財産の再分配を目標設定するという一般的な任務をも意味するわけではない。たとえ被用者の為の第二の所得がどのみち制度内在的理由から不可能であるとしても、それでもやはり財産政策外の様々な国家的手段更には協約政策上の手段によっても、所得及び場合によっては同時に財産についてもより公正な分配を達成しうるのである。その場合恐らく労働組合には、低所得に特に配慮した上で被用者団体内部に於ける分配の改善を協約政策の枠内で他の資金構造政策によって行なう可能性のみがあるにすぎないであろう。被用者と他の様々な社会的集団との関係に関して、労働組合は国家の助力を必要としている。しかしこの助力もまた政治的論争が行なわれて初めて、社民・自民連立政権当時よりも十中八九悪い条件の下で実現されるに違いない。

これら多くの助力は、労働組合の基本方針の中で内部向けには既に予め述べられている。そうした助力というのは、自営業者や企業や不動産所有者達の税務特權並びに脱税の可能性を広範に取り除く一般的により

良い税制にある。労働組合にとって特にやり甲斐のある出発点は、不動産の領域なのではなかろうか。これについては、例えば本号所収の S. ブレンケの論稿が控除対象たりうる節税的投資財の代わりに不動産から純然たる消費財を生み出すことを勧めており、この消費財の取得・保持は、専ら所得によって段階付けられた公然たる国家助成金を通じて、僅かに低所得層に限り奨励すべきものとされている。他の国々と比較してより僅かな被用者の不動産所有に占める割合を増大させるだけでなく、所得の 20~25 % の額にのぼる家賃による被用者の負担もかなり減少させるような他の急進的な住宅・都市建設政策もまたこの範疇に属する。事実上これにより被用者の為に追加所得を構成する諸要素を流動化できよう。公共財のより公正な分配若しくは所得弱者たる社会階層に対する國家の無償給付もまた、物質的・非物質的生活状態の不平等の撤廃に重要な貢献をなしうるのではないかろうか。

5.2 超経営的基金に代わる途一経済的権力規制の為の総合的システム

経済的権力の規制についても、他の手段に方向転換する方が有意義なように思われる。いずれにせよ権力規制の必要性或いはその根拠は、依然として無条件に存在している。成程生産財の集中に関する新旧の経験的調査を対照することによって、巷間繰り返し集中排除の進展が推論されている。しかし、1973 年に於ては生産財所有権の 51.0 % が全世帯の 1.7 % の手中に収められていたということですら、尚過度の集中なのであるまいか。特徴的なことには、この数字を著した人々でさえも、方法上の問題が多くあるにも拘らず、財産集中の本来の値を彼等が言うところの 51.0 % とクレレやズィープケ等が 1963 年について調査した 70.0 %⁽³⁰⁾との間にあるものと推定することによって、相対化を行なっていることが余りにもしばしば看過されているのである。

しかし、生産財所有の集中よりも更に一層重要なのは、生産財に関する処分権能の集中なのであり、この場合には企業・コンツェルン並びに所有者と経営者の両方を兼ねているかいずれか一方たりうるその代表者達の間の多数の経済的・人的結合関係に鑑み、もっと著しく高い水準が推測しうる。本号掲載の R. ヨルダンや I. シャイベ=ラングや N. コウベクの論稿は、その例証であるばかりでない。彼等は、近年に於けるこの

レヴェルでの集中の増大を指摘しているのである。⁽³¹⁾

今やこうした権力の規制は、専ら財産政策を通じて確立しなければならないというものではない。何故なら最近では権利証書⁽³²⁾というものは被用者の利益に企業の意思決定の中での重みを保証する一つの可能性にすぎないからである。とりわけ超経営的利益参加を通じて得られるものと期待されている成果をより良くしかもより速やかに達成しうるであろう手段は他にもある。このような其他の手段は、既に1973年に同権的共同決定要求と超経営的利益参加の導入との間の政治的優先順位を前者の貫徹を優先する方向で検討することが現実的理由から問題となっていた折に、DGB全国評議会によってその名を挙げられている。当時は次のように言われていた：それは、（全被用者の生産財への参加と並んで）「労働組合の利益代表の枠内に於ける、それらが相互に支え合うように相互調整する可能性と必要性に対応した次の如き個別政治要求である

- 一事業所、企業及び経済全体に於ける被用者の共同決定、
- 一社会的租税改革及び被用者の利益に沿って行なわれる公共支出政策の再構築、
- 一基幹産業や他の市場・経済支配的企業の公的所有への移転、
- 一国家による民間経済の投資活動に対する段階的課税。

この枠内に於て、超経営利益参加には、それ程厳密に定義付けられてはいないがいすれにしても其他の手段を補足するもう一つの機能があつた。しかし、今日的見地からするならば、この機能には議論の余地がある。それどころか、被用者の生産財権利証書が其他の共同決定の手段をむしろ損ないかねないというのには根拠がある。このことは、約10年間にわたって被用者の所有参加と共同決定とを相互に結合していたPhoto-Porst社の経営内参加モデルの実践に関する調査からは少なくとも導き出すことができる。本号でM.ハインリヒにより紹介されている経験からも、所得及び財産に第一義的関心を有する参加被用者が共同決定ないし社会問題一般に責任を以てかかわり合う用意は僅かなものであり、逆のことでもまた真実であるということが明らかになっている。

これに反して、所有権の上に創設されたものでない前述の諸手段に加えて、更にそれ以外の特殊な機能を有する手段、例えば新しい企業法、全企業に対する社会関連収支報告書作成の義務付け、法律による制裁の

威嚇と結び付いた環境保護や保健衛生の為の国家の命令・規則の遵守の強制、国家の先見的な構造政策、多国籍コンツェルン規制の為に国際的に有効な措置などが挙げられるであろう。しかし他方では、その中に前述の諸手続が正確に言葉で表わされ且つ相互に秩序付けられていたという「経済的権力規制の為の総合的システム」なる定式化は、1973年にDGB全国評議会が自らの要求とした時と同様に未解決のままである。DGBがまさに開始するキャンペーンは、これに対応する構想の為の出発点たりえよう。

5.3 財形給付に関する労働協約の不締結

労働組合にとって先に定式化された貯蓄奨励や超経営的被用者(財産)基金に代わる途とは、ずっと前に幾分かの期待に満ちて足を踏み入れてしまつた後で財産政策的やり方を一切合財捨て去ることを意味する。ややもすれば財産形成とは財産妄想なりと定式化する傾向がある。一体労働組合は、社民・自民連立政権の間に既にそうであったように、連邦政府が自らの見解に耳を貸さなかつた場合、具体的には連邦政府がそれに拘らずその経営内参加促進の為の法律構想を実現する場合に、こうしたやり方を捨て去ることもできるのであろうか?

労働組合はこれをなしうるのである。何故なら、そうした法案は労働組合の行動の余地を制約しはしないからである。この法案は、何よりも先ず枠組法と考えられ、同時にこの枠組の中で労働協約を締結せよとの労働協約の両当事者に対する申し出ないし勧告とも考えられている。しかし、労働組合はこの勧告に応じる必要などないのであって、労働組合は追加的な 312 DM に関する交渉を拒否することができる。その代わりに労働組合は、分配の余地としての相応の量の貯蓄資金を過労働時間短縮に関する交渉の中で取り戻すことができる。それどころか労働組合は、624 DM に関する失効間近の協約の延長を放棄し、この 2 倍の大きさの分配の余地をも労働時間短縮交渉の中で取り戻すことができるのである。

その場合には、労働協約による強制貯蓄は放棄され、引き続き 624 DM の枠内で貯蓄することを望むか否か、それどころか 936 DM に助成枠を拡大することを望むか否か、また経営内参加に基づく伝統的且つより安全な貯蓄形態に方向転換した方がよいのか否かは、個々の被用者の個人

的意思決定に委ねられよう。個々の被用者にとって、財形給付に関する労働協約が存在しなくなるや否や、貯蓄奨励は国家の単なる申し出にすぎないものとなる。それでもやはり個々の被用者は、これを受け入れる必要などないのである。そして、被用者が貯蓄することを望み（且つ貯蓄することができ）、被用者貯蓄付加金をついでに手に入れたいのなら、被用者は国家が限定し奨励する投資のカタログのうちで自由な選択をなしうる。

こうした貯蓄意思ある被用者の選択意思決定の為に、勿論労働組合はとりわけ経営内投資形態の危険性を明確にする啓蒙キャンペーンを通じて意思決定の手助けをした方がよい。成程利子が相対的に僅かであるにも拘らず、住宅建設貯蓄や（生命）保険貯蓄が経営内参加及び其他の危険資本に対する特に高額の被用者貯蓄付加金により相当な浸食を受けるという見通しは殆どない。何故なら、ここでは一定の目的を有する貯蓄動機が前々から支配的だったからである。しかし、少なくとも従来口座貯蓄の領域に流れ込んでいた貯蓄量については、危険資本なるものが不確実な利子或いは財産収益の約束のみならず、最悪の場合には職を失なうと同時に発生する財産喪失というリスクと結び付いているということが明確にされなければならないのである。

〔注〕（イタリック体は原注通り）

* WSI *Mitteilungen* 7/1973, S. 443 ff.

** 国民経済学士、WSI 学術研究員、デュッセルドルフ。

(1) Vgl. z. B. *Handelsblatt*, Der Regierungschef geht hart auf Kollisionskurs—Schweden—Initiative zur „Wirtschaftsdemokratie“, Nr. 83, 29./30. 4. 1983.

(2) Vgl. z. B. *dasselbe*, Die Ressorts stehen vor schwierigen Verhandlungen—Vermögensbildung—Vorentwurf, Nr. 76, 21. 4. 1983, oder *Rheinische Post*, Vermögensbildung soll ausgebaut werden—Regierung plant Anhebung auf 936 DM, vom 17. 5. 1983.

(3) Vgl. den Artikel von Rehn, G., in diesem Heft.

(4) Vgl. den auf dem 9. Ordentlichen DGB-Bundeskongreß von 1972 in Berlin angenommenen Antrag Nr. 27 zur „überbetrieblichen Ertragsbeteiligung der Arbeitnehmer“.

- (5) Vgl. ebenfalls den schon erwähnten Beitrag von G. Rehn in diesem Heft zur Position der schwedischen Gewerkschaften und z.B. den angenommenen Antrag Nr. 26 zur Vermögenspolitik/ Sparförderung des 11. Ordentlichen *DGB-Bundeskongresses* in Hamburg von 1978 oder die „Stellungnahme des DGB zum Gesetzesvorschlag der niedersächsischen Landesregierung zur Förderung betrieblicher Vermögensbeteiligungsmodelle“ vom 7. 4. 1982.
- (6) Vgl. zu Schweden *Frankfurter Rundschau*, In Schweden schmilzt Eis: Volvo beteiligt Arbeiter am Gewinn—Konkurrenz zu den anonymen Regierungsfonds, Nr. 298 vom 24. 12. 1982, und Lange, G., Produktivvermögen für Arbeitnehmer, in: *Vorwärts*, Nr. 6 vom 27. 1. 1983. Vgl. zur Bundesrepublik den auf dem letzten Gewerkschaftstag der *Gewerkschaft Textil-Bekleidung* (GTB) angenommenen Antrag zur „Zukunftsvorsorge“, der unter bestimmten Bedingungen den Abschluß von Tarifverträgen über Arbeitnehmerdarlehen an den arbeitgebenden Betrieb vorsieht sowie einen kurze Zeit später vorgelegten und darauf zugeschnittenen Gesetzentwurf der FDP-Bundestagsfraktion; s. dazu Rentrop, F., Entwurf eines Gesetzes zur Förderung von Arbeitnehmerdarlehen und stillen Beteiligungen—Eine vermögenspolitische Initiative der FDP-Bundestagsfraktion, in : Deutsche Steuer-Zeitung, Nr. 4 vom 15. 2. 1983, S. 67 ff.
- (7) Vgl. z. B. verschiedene Beiträge in Pitz, K.H. (Hrsg.), Das Nein zur Vermögenspolitik—Gewerkschaftliche Argumente und Alternativen zur Vermögensbildung, Hamburg 1974, sowie Schäfer, C., Zur gegenwärtigen vermögenspolitischen Diskussion, in : WSI-Mitteilungen, Heft 10/1977, S. 598 ff.
- (8) こうした疑惑については、例えば *Stellungnahme des DGB-Bundesvorstands zur Reform der Sparförderung* vom 21. 2. 1979 を参照されたい。そこでは 3 頁に次のように記されている。「以前に行なわれた多数の見解表明の中で、次のような貯蓄奨励の基本的評価が繰り返し行なわれてきた：
- 624 DM 法の如き措置を含む貯蓄奨励を通じて、不公正な財産分配の変革、とりわけ財産集中の変革は不可能である。
- 貯蓄奨励は、被用者にとっての第二の所得の源泉たりえない…

貯蓄奨励に対する DGB のこの懷疑的な基本姿勢は、大衆の様々の集団による貯蓄奨励活用の経験的分析を通じて強められ著しく拡大されているのである。」

- (9) Vgl. dazu die Berichterstattung in der *Frankfurter Rundschau*, Unmut in der Union über Stoltenberg—Sparpläne stoßen auf Vorbehalte, Nr. 115 vom 19. 5. 1983.
- (10) Vgl. die Stellungnahme des *DGB-Bundesvorstands* zur Reform der Sparförderung, a. a. O.
- (11) 注(2)で掲げられた新聞報道を参照されたい。
- (12) Vgl. z. B. Schäfer, C., Betriebliche Mitarbeiter-Beteiligung aus der Sicht der Gewerkschaften, in: Lezius, M. (Hrsg.), *Vermögenspolitik bei Null-Wachstum — Wende in der Lohnpolitik?*, Frankfurt 1981. 5. 41 ff.
- (13) 本号所収 H.D シュトルパー論文参照。
- (14) Vgl. Broschell, H., *Partner der Zukunft—Leitlinien für eine partnerschaftliche Unternehmensverfassung*, mit einem Vorwort von Franz Josef Strauß, München 1979.
- (15) 例えは同書 34 頁参照：「生來の不平等とは、生活環境ではなく、断然圧倒的に遺伝的素因に基づくものである。」…「基本法第 2 条〔人格の自由な発展の権利、人身の自由〕の文言は、自然法上の基本的価値を具現したものである。…それ故、将来不平等が社会的原理として表面に出て来る場合に問題となるのは、社会の分解などではなく逆に自然法上の基本的価値の障害を取り除くことである。」或いは 131 頁に曰く：「労使協調は、競争社会に於ける古代ドイツ・ゲルマン的伝統にも対応するものである。」
- (16) 先に既に言及した最近の GTB 全国大会の「将来への備え」に関する決議並びに決議と共に組織に宛てて送付され説明がなされた中央執行委員ケラー及びシーマッハの書簡を参照されたい。
- (17) Vgl. ebenda.
- (18) Vgl. Schäfer, C., *Betriebliche Beteiligungen schaden den Arbeitnehmern (Auch Arbeitnehmerdarlehen nutzen ihnen nicht)*, in: WSI-Mitteilungen, Nr. 11/1982, S. 709 ff.
- (19) Vgl. Arndt, F. J., Heidemann, F. J., *Die betriebliche Beteiligung von Arbeitnehmern durch die Einführung eines Investivlohns*, Gutachten des Instituts für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik in

Bonn im Auftrag der Arbeitsgemeinschaft zur Förderung der Partnerschaft in der Wirtschaft (AGP), Bonn-Bad Godesberg 1983, S. 42.

- (20) Vgl. dazu die Beiträge zu „Grundsatz- und Gegenwartsfragen gewerkschaftlicher Vermögenspolitik“ im Sonderheft Nr. 2-3/1972 des Mitbestimmungsgesprächs (heute „Die Mitbestimmung“ herausgegeben von der Hans-Böckler-Stiftung) sowie in : *Pitz, K. H. (Hrsg.)*, Das Nein zur Vermögenspolitik . . . , a. a. O.
- (21) Vgl. die „Grundlinien eines Vermögensbeteiligungsgesetzes“ in einer Sonderausgabe der Sozialpolitischen Informationen des *Bundesministers für Arbeit und Sozialordnung* vom 2. 2. 1974.
- (22) Vgl. die Stellungnahme des *DGB-Bundesausschusses* vom 4. 4. 1979 „Für Beteiligung der Arbeitnehmer am Produktivvermögen“, in : *DGB-Nachrichten-Dienst*, Nr. 119/1973, 5. 4. 1973.
- (23) 7 年後に見込まれる利子は、やっと 60 DM である。注(21)に於て言及した „Grundlinien . . . “, a. a. O., S. 24, Fußnote 5 参照。
- (24) 被用者が様々な要因に従って生産資本に一定の参加持分を有するようになるに至る迄の期間に関するモデル計算については、次の論文を参照のこと。*Volkers, C.*, Die Wirkungen einer verstärkten Beteiligung der Arbeitnehmer am Vermögenszuwachs auf die Verteilung des Vermögensbestands, in : *Finanzarchiv*, N. F. Bd. 32, 1974, S. 194 ff.
- (25) Vgl. z. B. *Meidner, R.*, Employee Investment Funds — An Approach to Collective Capital Formation, London 1978.
- (26) Vgl. neben dem Beitrag von *Rehn, G.*, in diesem Heft auch *Sundström, O.*, Vermögensbildung in Schweden, in : *Gewerkschaftsreport*, Nr. 2/1983, S. 7 ff., sowie *Looper, R.*, Wachsende Unruhe auch bei den ausländischen Tochterunternehmen—Arbeitnehmerfonds—Änderung der marktwirtschaftlichen Ordnung, in : *Handelsblatt*, Nr. 196 vom 12. 10. 1982.
- (27) Vgl. *Handelsblatt*, Der Regierungschef geht hart auf Kollisionskurs . . . , a. a. O.
- (28) Vgl. dazu z. B. verschiedene Beiträge in : *WSI-Projektgruppe, Mitbestimmung in Unternehmen und Betrieb*, Köln 1981.
- (29) 経営内参加によって企業の流動性の増大更には同時に投資増と雇用

西独労働組合（DGB）の財産政策・経営内所有参加批判

- 増が生み出されるという連邦政府も支持している立論について詳しくは、*Schäfer, C.*, *Betriebliche Beteiligungen schaden den Arbeitnehmern...*, a. a. O. 参照。
- (30) Vgl. *Mierheim, H.*, *Wicke, L.*, *Die personelle Vermögensverteilung in der Bundesrepublik Deutschland*, Tübingen 1978, S. 104.
- (31) 人的結合に関する最近の調査によれば、このレベルでの集中度は高まってさえいる。Vgl. *Albach, H.*, *Kless, H.-P.*, *Personelle Verflechtungen bei deutschen Industrie-Aktiengesellschaften*, in: *Zeitschrift für Betriebswirtschaft*, Heft 10/1982, S. 959 ff.
- (32) Vgl. die Stellungnahme des *DGB-Bundesausschusses* „Für Beteiligung der Arbeitnehmer am Produktivvermögen“..., a. a. O.
- (33) Vgl. dazu z. B. *Küller, H.-D.*, *Aufgaben und Perspektiven der Unternehmensmitbestimmung im Gesamtsystem gewerkschaftlicher Reformpolitik*, in: *Arbeitspapier Nr. 1/1978* der Abteilung *Gesellschaftspolitik* beim DGB-Bundesvorstand, sowie *Abteilung Gesellschaftspolitik*, *Die Erfahrungen mit dem Mitbestimmungsgesetz von 1976—Eine Zwischenbilanz*, in: *Arbeitspapier Nr. 13/1980—DGB-Bundesvorstand*, Entwurf eines Gesetzes über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in Großunternehmen und Großkonzernen (Mitbestimmungsgesetz), Düsseldorf 1982; den auf dem 12. ordentlichen DGB-Bundeskongress in Berlin 1982 angenommenen Antrag Nr. 17: *Mitbestimmung—Demokratisierung der Wirtschaft*.
- (34) *Pitz, K. H.* (Hrsg.), 前掲書の表紙に写っていた被用者の掲げる「我々は財産妄想などは欲しない、我々の欲しているのは質上げだ。」という諺文句のプラカードを模したものである。

資料一財産政策に関する DGB の見解

超経営的利益参加に関する DGB 全国評議会, 1983 年 4 月

被用者の生産財所有参加について

全国大会閉会中のドイツ労働総同盟の最高機関たる DGB 全国評議会は、1973 年 4 月のデュッセルドルフ会議で 55 票対 52 票で被用者の生産

財所有参加に対する態度を以下の如く決定した。

I.

1. DGB の基本綱領の中で要求されている経済・国家及び社会のあらゆる人々の完全な同権の為の手段としての経済及び社会の改革は、政治的要求を結集することによってのみ達成しうる。様々の社会政策上の目標に序列の差があるわけではないが、個々の目標の優先的実現は、被用者の意識や政治的願望並びにその時々の現実の情況によって左右される。その際に労働組合の利益代表の枠内に於ては、それらが相互に支え合うように相互調整する可能性と必要性に対応した次のような個別的政治要求がある：

—事業所・企業及び経済全体に於ける被用者の共同決定

—社会的租税改革と被用者の利益に沿って遂行される公共支出政策の改組,

—全被用者の生産財所有参加,

—基幹産業及び其他の市場・経済支配的企業の公的所有への移転
及び

—国家による民間経済の投資活動に対する段階的課税。

2. 企業に於ける全被用者の共同決定への要求の実現は、現在目前に迫っている。それ故、労働組合の政策の主要任務とは、この数十年間実現されぬままの要求を貫徹することなのである。それ故、共同決定が時間的に優先されるわけである。今立法期にも立法者が労働組合の観念に従って高度の共同決定をあらゆる大企業及び大コンツェルンに於て実現することをDGBは期待するものである。満足すべき共同決定法が可決されて初めて生産財所有参加に着手することができるのである。

II.

被用者の生産財所有参加への要求を伝統的方法の財産形成と混同してはならない。ここに尚往々にして現に存在する不明瞭さを終局的に除去することもまた労働組合の重要な任務である。貯蓄奨励や財形労働協約の取り決めというやり方の財産形成は、個人が処分しうる財産の構成要素を生み出し、このようにして所得及び同時にあらゆる個々の被用者の社会的境遇の向上に寄与しうる。

これに反して、被用者の生産財所有参加は、何ら所得向上の為の手段ではない。むしろ所有参加要求の出発点は、生産財集中の進行及びこれと結び付いた経済的権力の集中なのである。DGBは、この点に西ドイツの経済的・社会的、政治的発展にとっての差し迫った危険を認めるのである。

それ故、DGB行動綱領は、次のような要求を提起する：
全領域の被用者は、超経営的利益参加システムを通じて生産財に適切な参加を行なうべきである。これによって獲得しようと努めている被用者の生産財所有参加とは、

一生産財 及び

—これと結び付いた経済的権力の

恒常的且つ有効な再分配という二重の目標を追求するものである。

上記の諸要求を基礎として、DGBは立法者に対して被用者の生産財所有参加の為の法律の審議・可決に際して次の諸原則に留意することを期待するものである：

1. 企業は、増資を通じて創設される参加を拒絶しなければならない。
現金拠出は排除されなければならない。
2. 企業持分は、銀行や民間投資会社を排除して設けられる相互に競合しない分散的基金に拠出されなければならない。基金は、公益を斟酌しつつ受益者たる被用者自身によって管理されなければならない。
3. 所得が一定額以下である全領域の被用者は、譲渡禁止期間の経過後に初めて自由に処分しうる無償且つ均一価値の証書を受け取る。
4. 企業への参加から生じた利益は配当されない。基金はこの利益を公共分野の産業基盤投資の為の資金に供するべきである。

III.

1. 上記の諸原則を守るにあたって、企業は現金資金の拒絶によって増資の義務を免れることはできないので、何らのコスト負担も生じない。従って、所有参加は専ら從来からの所有者達の負担で実現される。その結果積極的な協約政策も社会的政策も社会的租税改革も危うくされることはなく、価格への負担転嫁の危険も同様に少ない。その上、発生する利益という形で追加的資金が公共の産業基盤措置の為に融資される。

2. とりわけ第9回 DGB 定期全国大会の提案7（社会的改革の資金調達及び実施の為の計画）、78（基幹産業及び其他の市場・経済支配的企業の公的所有への移転）及び1/3（社会改革の為のモデル、基本綱領の後の改訂の為の基礎）について、経済的権力規制の総合的システムの枠内に於ける生産財所有参加の政治的ランクを確定することが今後の審議の課題である。（強調箇所は筆者）

貯蓄奨励の改革に関する 1979 年 2 月の DGB 中央執行委員会見解（抜粋）：

A. 貯蓄奨励をめぐる論議に於ける現実的関連

1. 経営者の財産政策上の提唱

財産政策に於て決定的な、しかも後に最早撤回しえない軌道修正に着手しようという経営者の政治的圧力は、今後数ヶ月の間も依然として強いものと予想される。この軌道修正は、何十年もの間超経営的解決策が不可能になる公算が大であることを意味するものである。連邦政府が自らの計画が余りにも大きな抵抗の前に頓挫しかねないということを認識しなければならなかつた 1975 年以来、この抵抗の指導的な提唱者たる経営者は益々強力な反撃に移つた。それ以来経営者は、益々声高に経営内投資賃金モデルに対する租税其他の面での助成を要求している。

これらの考慮は、経営者の戦略の比較的古い構想と全くよく一致する。というのは既に数年来、ほぼ 1969 年以降経営者は益々強力に特別の協定を通じて被用者に使用者たる企業の利益若しくは資本への参加を行なわせようと試みているからである。その際には「被用者の生産財所有参加」という標語の下で、被用者に出資額が割り当てられるか、或いは被用者に対してその貯蓄により企業の資金調達に参加すること（自己出資）も要請される。その上企業は、この過程を自己の付加的割増金によって促進することができる。例えば企業が被用者に対してそれを企業に再投資するという条件で割増金を約束する場合もそうである。

1977 年の夏に経営者連盟は、曰く合計 77 万人の被用者を擁する約 770 企業がこの経営内所有参加を一つ若しくはそれ以外の方式で実践している旨の推論を行なった調査を呈示した。従つて、この甚しい方法上の欠

西独労働組合（DGB）の財産政策・経営内所有参加批判

陥のある調査を受け入れるならば、従業員株主数並びに所謂協働者参加（Mitarbeiterbeteiligung）を行なっている企業数は、従来想像されていたよりも多いであろう。それ以来これらの調査結果は、経営者団体幹部に一定の政治的刺激を与えていた。今や彼等は、言うところの機能している所有参加モデルが現に存在していると共に全てが申し分なく運用されており、所有参加は基本的には全く容易に解決しうる、つまりこれ迄従業員株式の場合に存在している租税軽減措置を拡大するだけでよいのだと指摘することができるものと信じているのである。

その間に幾人かの FDP 並びに CDU/CSU の代表達がこれらの要求を採用するところとなった。バイエルン州の経営内投資貯金モデルの租税優遇措置に関する法案は、1977年10月に連邦参議院の過半数を以て可決され、1978年6月22日の第一読会に於て審議された。連邦政府は、この計画が受け入れられないものであるが、とりわけ資金調達不能である旨漏らした。

2. 労働組合の政策の帰結

こうした展開に直面して、労働組合もまた貯蓄奨励の諸問題に関する協議を行なった。これに関する議論は DGB 中央執行委員会で始まり、同委員会の 1977 年 12 月の決議に於ては財産政策の幾つかの観点が集中的に議論され、次のような任務が決定された：

一財産政策における所謂「大がかりな打開策」は現在実現不能とみなされている。しかしながら、このことは、労働組合が財産政策に於ける原則的立場を放棄するであろうという意味ではない。

一経営内所有参加モデルの租税面での奨励は、断固拒否される。立法者は、こうした租税軽減措置を廃止するよう要請される。経営内財産形成構想を食い止める為、労働組合は我が道を行くであろう。

一経営内投資貯金構想に代わるものとして獲得に努めるべきは、協約を基礎とした超経営的規定である。

一租税面での貯蓄奨励は、低所得被用者の為の階層構成の変革に支えられて、強化されるべきである。

一労働協約による財産形成は、貯蓄奨励の総合的システムの中で相対的に強化されなければならない。

第 11 回全国大会は、この見解を第 26 提案の採択を以て承認したので

あった。

B. 貯蓄奨励に対する DGB の要求の概要

1. 貯蓄奨励の全体的評価

以前の多数の見解表明の中で、DGB は繰り返し次のような貯蓄奨励の基本的評価を行なってきた：

—624 DM 法のような措置を含む貯蓄奨励により、不公正な財産分配の変革、とりわけ財産集中の変革是不可能である。

—貯蓄奨励もまた被用者にとって第二の所得の源泉ではありえない。数年後に貯蓄額は、せいぜい社会保障の現行の決定的なシステムを僅かな程度補うことができるにすぎない。それ以外には、通例目的貯蓄の性格が有力なものとなるであろう。

こうした貯蓄奨励に対する DGB の懐疑的な基本姿勢は、大衆の様々の集団による貯蓄奨励利用の経験的分析を通じて強まり、甚しく広がっている。76 年 1 月の連邦統計局の調査に基づくこうした分析から、次のことが明らかになっている：

—624 DM 法による財形給付は、何ら追加所得を構成する要素ではない。経営者は、この財形給付を其他の賃金コストと全く同様に扱っているのである。

—貯蓄奨励一般の枠内に於ては、未だに財産増加分（貯蓄）若しくは所得の再分配すら生じていない。貯蓄を行なう世帯の所得及び社会的地位が高ければ高い程、それだけ益々頻繁且つ徹底的に貯蓄奨励が利用されるということが証明されている。これに対応して、こうした世帯にとっての金銭的メリットもまたより大きいのである。

—被用者についてのみ定めている 624 DM 法ですら、例えば全自営業世帯の 40 % によって利用されている—これは恐らく主として、家族構成員とりわけ店を手伝っていたり或いは自分の事業所の従業員となっている主婦が法律上は被用者とみなされうるからであろう。

国家の貯蓄奨励に常につきまとうこうした弱点に労働組合側は当初より気付いていた。それにも拘らず、当時の 312 DM 法を 1969 年と 1970 年に幾つかの重要な点で改正することができると、労働組合は立場の修正を決定した。その上、とかくするうちに国家の貯蓄奨励制度は、これにより被用者に対して自営業者の有する組織上の特権に関する或る一定の

西独労働組合（DGB）の財産政策・経営内所有参加批判

限られた均等化が認められる限りでは、有意義なものとみなされている。しかしながら、労働組合によるこの種の積極的評価の常に前提となることは、貯蓄奨励が実際に貯蓄能力を増進するよう作用するものであって、高額所得者の既存の貯蓄能力に対して追加割増金を支給するような作用をしないということである。

成程政治的世論に於ては、貯蓄奨励は原則的には積極的評価を受けている。しかしながら、この一般的な基本的承認、即ち貯蓄奨励思想の堅持が行なわれたからといって、国家の貯蓄奨励或いは少なくともその一部の任意の利用が極めて好都合にこれをなしうることを決して忘れてはならないのである。経済的発展に鑑みるならば、国家の貯蓄奨励は、既に金額の上では疑わしいものとなった。DGB もまた国家の貯蓄奨励措置の凍結を受け入れるであろう。というのは、雇用政策上の支出計画の資金調達があらゆる間接的奨励に対して優先されるからである。こうした理由から、DGB 中央執行委員会もまた財産政策に関するその 1976 年 12 月の決議及び 1977 年 12 月の決議の中で 624 DM 法の拡大を支持しなかったわけである。

成程最近の議論を通じて、DGB は貯蓄奨励に関する自らの懷疑的姿勢が裏付けられたものとみなしているが、その際に示された様々な提案は受け入れられないものである。貯蓄奨励制度の変革が主として提案されているが、それは次のような危険を惹き起こすものである：

- 一労働組合の協約自治に対する制限強化(例えば CDU がそうである。即ち経営内参加の拡大や 624 DM 法の解体)；
- 一被用者以外の人々への貯蓄奨励の拡大(ラムスドルフ伯爵の提案)；
- 一経営内貯蓄奨励若しくは経営内財産形成構想への優遇措置；
- 一それにより集団的基金設立の試みを撃退すること；
- 一生産手段の私的所有権のイデオロギー的啓蒙。

それだけに尚更のことむしろ現行貯蓄奨励制度全体を維持するものの、他方でこれを労働組合の目標の為に変革しようと試みなければならぬのである。こうした労働組合の目標とは、とりわけ次のようなものである：

- 一貯蓄能力増進への専念；
- 一労働協約による取り決めの従来の範囲を超えた拡大；

—租税軽減に代わる付加金による一般的の優遇措置。

2. 立法者に対する要求

今示した一般的原則を背景として、DGB は次のような要求を提起する：

a) 専ら経営者側によって行なわれる貯蓄奨励は、それが労働協約に基づくものでない以上、困難ならしめられるか、完全に撤廃されなければならない。その為に必要とされるのは：

—財産形成の為の事業所の一定の支出に対する賃金税免除の撤廃、

並びに

—事業所による一定の貯蓄奨励措置に対する税務控除の撤廃。

これに関連して、事業所の割増金が国家の付加金に算入されるべきか否かの可能性を徹底的に吟味しなければならない。

b) 将来立法者の活動は、労働協約により取り決められ規制される貯蓄奨励制度の維持及びありうべき拡大に集中されるべきであろう。これは、経営内若しくは国家の貯蓄奨励制度が占める相対的割合のみを減少させることに成功した場合には、協約自治という基本思想に適ったものである。この為には、被用者の貯蓄を個別的にのみならず集団的にも管理可能ならしめようという労働組合の努力が最早租税他の規定により妨げられないということが必要である。(強調箇所は筆者)

1982 年 4 月のニーダーザクセン州政府の経営内所有参加モデル奨励法案に関する DGB 見解（抜粋）：

ドイツ労働総同盟は、年来甚しい財産集中から発生する諸問題の根本的解決を得ようと努めている。ここで総同盟は、財産分配に際してのより大きな公正性を確立し、財産集中から発生する経済的権力を規制し、長期的にはこれを撤廃するという目標を追求しているわけである。

その為の一手段が財産政策である。それ故 DGB は、とりわけ 1973 年 4 月のその全国評議会の決議を以て、また多数の大会決議を以て、最終的には第 11 回全国大会の第 26~29 提案並びに 1979 年 2 月の中央執行委員会の貯蓄奨励改革に関する決議を以て、財産政策に対する自らの観念を開陳してきたのである。勿論これ迄こうした観念を変えようとする

大部分の試みは、とりわけ経営者連盟と CDU/CSU の抵抗の為に成果のないままである。

その限りで DGB は何よりも先ず現存の財産政策の行き詰まりから脱出しようとするあらゆる財産政策上の貢献を喜ばしい試みとして歓迎し、これを前述の財産政策の両目標を基礎として検討するものである。

ニーダーザクセン州政府の法案は、財産政策の諸目標を達成するには勿論全く役に立たない試みである。同法案は、1972 年と 1975 年そして 1978 年の CDU/CSU の様々な議会提案と関連しており、法的規制の全複合体の中で貯蓄奨励の為に存在している個別規定を、単に「経営内所有参加モデル」なる上位概念で言い換えることのできるような貯蓄形態のみが住宅建設貯蓄契約を通じての貯蓄と並んで将来助成を受けるように企てている。DGB の見解では、これによって、前述の両目標の趣旨からみて有効な被用者の所有参加形態を妨げようという試みのみならず、同時に貯蓄奨励制度を様々の点で被用者利益と相反するように形造ろうという試みが開始されているのである。

1. 先ず第一に DGB は、この法案の目標設定及びこれに関連する提案理由を拒否する。

a) 経営内所有参加モデルを通じての被用者の生産財へのより強力な参加によって、分配闘争を緩和する見込みは全くない。

より公正な財産分配の為の前提条件とは、次のいずれかであろう：

一可能な限り企業の利益を査定し生産資本への追加的な参加証券を被用者の自由な処分に委ねる独立した法律或いは労働協約上の規定に基づき、所得政策に対して非従属的な財産政策、或いは

一従来の協約賃金水準を超え、被用者により生産資本へ投資される賃金增加分。

第一の可能性は、景気循環理論的に考慮するならば、優れたものである。それにも拘らずニーダーザクセン州政府はこの方法をとることなく、所得政策を通じての回り通を選んでいる。だがしかし、この場合ですら同提案が惹き起こすのは被用者の貯蓄行動のシフトに外ならないのである。何故なら同提案は現金払賃金の放棄につながるが、所得増につながるものではなく、その上この場合には被用者が自らの貯蓄率を維持することができるのだという仮定の上に立たなければならないのである。し

かし、このような被用者の貯蓄率維持は、実質賃金の低下が要求されていることを考慮するならば、期待できない。

b) それは別として、被用者の独立性や共同責任や動機付けは、経営内所有参加モデルを通じて強化され、そして「投資の意義・目的を通じて、更には合理的生産方法と利益を通じて専ら賃金のみを受け取る者とは異なったものとなるであろう」という声明は、被用者は何らの共同責任もそして何らのリスクも負わないであろうという主張を不快にも思い起こされる。これを DGB は中傷として断固として拒否し、目下 200 万人を記録している失業者を忘れないように注意を喚起するものであり、失業者の生存は経済に於ける現実のリスク分配を経た十分な所得により与えられるのである。

その上、先に引用した声明はどのみち口先だけの信条告白にすぎないのである。何故なら州政府により提案された参加形態には實際には何ら実質的な被用者の為の関与権や議決権も結び付いていないからである。法案中に示されている利益配当証券に対する特恵によって明らかになるのは、純然たる形式的な関与権すら放棄すべきものであるということである。

c) しかし他方では、企業の自己資本装備及び自己金融の余地が経営内所有参加モデルを通じて強化されなければならないなどという主張は、この絶対的形態に於ては誤りである。最近の調査によって明らかにされているのは、長年にわたって専門家委員会や経営者連盟によって流布されてきたこの命題が、利益状態及び自己資本収益は一般的且つ傾向的に悪化してきたという主張と全く同様に、極めて疑わしいものである。それどころか自己金融率に関しては、傾向的に反景気循環的推移を推定することができるのであり、少なくとも 70 年代後半に於てそれは何と 50 年代を上回る水準へと上昇したのであった。従って、企業の資本調達の資金不足については恐らく殆ど語ることができないであろう。

実際この局面にあっては、ニーダーザクセン州政府の主たる動機は、恐らく現時点で経営内所有参加モデルを通じての被用者所有参加法案を提出することであると推測できよう。同法案は、経済危機を曰く（とりわけ賃金）コストによる企業の過大な負担によって説明し、これにより労働組合に対する「節度のある」賃金要求の呼びかけを正当化しようと

いう試みのうちに入るるものである。DGBは、これを誤った説明の試みとみなすものであり、完全雇用回復の為の自らの提案に注目するよう求めるものである。

d) 更にDGBは、「社会政策上の強力な観点」と表現された「自己配慮の原則」に回帰して社会保障制度を掘り崩すか制限しようとするニーダーザクセン州政府の無体な要求を拒否する。ニーダーザクセン州政府の提案には、いずれにせよ何らの追加所得も、また何らの被用者の追加的貯蓄行動も結び付くものでなく、被用者にとっての追加的（財産）リスクが恐らく結び付いているであろうから、被用者の社会保障はいずれにせよ現在の条件よりも悪化することであろう。

2. ニーダーザクセン州政府が貯蓄奨励制度の改正を通じて財産政策上の諸問題の解決に持ち込もうと試みるならば、DGBはこれを誤った試みとみなすものである。というのは貯蓄奨励の政策と財産の再分配を指向する政策との間には根本的な相違があるからである。だが仮にかかる峻別が行なわれなくても、改正された貯蓄奨励制度はDGB中央執行委員会が1979年2月の「貯蓄奨励改革に関する見解」の中で公式化した諸原則を前提としなければならないであろう…。

ニーダーザクセン州政府は、種々の個別規定により、またその法案という根本的な試みにより、DGBの諸原則とは正反対のものを達成するのである。これは、とりわけ同法の立法趣旨にあてはまる…。

それ故、法案が実現されれば、憲法に保障された労働協約両当事者の自治は全体で相当に侵害されるに違いない。

4. この法案の前代未聞の諸問題とは全く無関係に、労働組合の中で2～3年来行なわれてきた経営内所有参加モデルに関する議論が明らかに到達した結論というのは、経営内所有参加モデルが被用者にもたらすものは、根本的にはメリットよりもデメリットの方が遙かに多いということである。それ故労働組合は、多数の見解表明や決議の中で経営内参加形態を全く根本的に拒否してきたわけである。この議論に注目するならば、ここでは幾つかの論拠は繰り返しにすぎないというのである。

a) いずれにしてもフル稼動に達しない生産施設での総合経済的需要減という効果を含む全てのその効果と共に、予定された（未だ自由主義的ですらない）強制貯蓄的性格にも拘らず、また国家のかなりの奨励にも

拘らず、経営者は、少なくともいつかそのうちに償還すべき場合には賃金コスト構成要素である経営内所有参加に対する給付に対応した様々の調査を検討している。次いでこうした給付は、完全に原価計算に入り込み、価格引き上げを通じて可能な限り消費者へと転嫁されるのである。それ故、総合経済的に見れば、財産集中は変わりはしないのである。

b) 自らの貯蓄の改組の為に、被用者は二重のリスクを以てこれをあがなう一つまり、使用者たる企業の経済的困難の場合には、被用者は自らの職のみならず、その時からこれに加えて自らの事業場内にある資本をも失なうのである。1978 年の CDU/CSU の法案は据置期間中の被用者の経営内貯蓄投資の少なくとも部分的な保護策を尚規定しているが、他方ニーダーザクセン州政府の法案ではこれが全く欠けており、従って被用者はこれを知りつつ二重のリスクを負わせられるべきなのである…。

ドイツ労働総同盟は、こうした理由からニーダーザクセン州政府の法案を全く無条件に且つ断固拒否するものである…。(強調部分は筆者)

ドイツ労働総同盟中央執行委員会 デュッセルドルフ, 1983 年 11 月 14 日

資本参加を通じての被用者の財産形成促進の為の 法案に関する DGB 見解

今回 : 1983 年 11 月 23 日の公聴会の為に予め示された「論題構成」の個別的観点に関する見解

ドイツ労働総同盟(DGB)中央執行委員会は、1983 年 9 月 8 日に上記法案に関する詳細な見解表明を行なった。連邦議會議員に手渡されたこの見解表明の中で、DGB は連邦政府の法案に対する修正の必要性及びその理由を述べた。かかる修正を加えることによってのみ、財産政策の様々の一般的並びに現実的目標、即ち被用者の生産財へのより公正な参加及び財産集中と結び付いた経済的権力の規制若しくは撤廃並びに現実的には労働時間短縮を伴なう経済危機の緩和の為の協約政策上の手段を達成しうるのである。

見解表明の中にその為の DGB の個別的諸要求が含まれているかかる

根本的修正なしには、同法案の趣旨に則した労働組合の労働協約上の発議を期待することはできない。

ここでは以下の詳論でこれを引き合いに出すことはせず、一般的にDGBのこの見解表明及び詳細な理由付けの参照を指示しておく。

A. 第三次財産形成法改正一について

1. 投資対象の拡大

a. 予定されている投資対象の拡大に該当するのは、所謂経営内所有参加の幾つかの形態のみである。これに反して、次のような参加形態をとる労働協約両当事者の超経営的な仕組みは、依然としてお蔵入りのままである：

一被用者の欲求に対応し、

一その時々の経済情勢及び協約の領域に於ける其他の諸条件に対応した労働協約両当事者の形成の余地を大きくし、

一リスクの均等化によって経営内参加形態につきものの被用者にとっての二重のリスクを排除する。

しかしながらDGBの見解では、超経営的な仕組みを均衡のとれた形で取り入れることは断念しうるものではない。

これは、財形法第8条第1項bに、次のような第8号を新たに挿入することによって行なうことができよう—「8. 企業の生産費への被用者の参加という目標を有する労働組合を通じての資本投資会社若しくは資本参加会社、或いは労働協約両当事者共同の組織（協約基金）という形で管理される特別財産の持分として。」

b. 法案は、協約政策と企業の資本状態との関係に影響を及ぼし協約政策に責任感を強める要求を提起している。しかしながら、これに対応する強化の為の重要な諸要素が欠けている。それ故DGBは、次のような規定を財産形成法が受け入れることをあくまで要求するものである：

一第6条に新たに第3段を挿入：「特別の労使協定ある場合には、投資を第2条第1項b第8号若しくは第2条第1項e第3号による給付に

限定する旨の規定をなしうる。」

—第6条に新たな第4段を挿入：「第2条第1項による給付を以てする奨励は、原則的としてこれに対応する労働協約上の取り決め並びに経営組織法第88条の趣旨に則した事業所協定の締結があることを前提条件とする。」

c. 被用者貸付金のみならず経営内参加の全ての形態について、使用者たる企業が支払不能に陥った場合には、被用者には職に加えて資本喪失のリスク（二重のリスク）が発生する。しかし被用者の立場は、投資家の立場と比較することはできない。それ故、DGBはそうした二重のリスクの排除を要求するものである。これは、次のような規定を第2条第2項に後段として新たに挿入することによってなしうる—「本項b第1～7号及び本項eによる給付は、経営者負担で超経営的保障制度により保護されたものでなければならない。」この新たな規定により可能となるのは第2条第1項b第3号の制限がなくなることである。

2. 奨励額の引き上げ

DGBの見解では、経営内所有参加という形態に追加奨励額の対象を限定することは、自らの個人的事情から其他の投資形態を選択することを望むか或いはそうしなければならないような被用者に対する根拠のない差別である。とりわけ住宅建設貯蓄の除外、他方で生命保険契約を通じての貯蓄及び奨励額の引き上げを受けた金融機関での貯蓄契約を通じての貯蓄をも除外することは、其他の重要な政治的諸目標と矛盾するものであろう。このことは、とりわけ住宅建設の奨励の場合に明らかになる。

それ以外に、公務員たる被用者に対してかかる除外が行なわれる場合には、貯蓄奨励につき他にとりうる途を自由取引による僅かな投資形態へと狭めたり、これによって事実上全被用者集団を貯蓄奨励増から除外することとなろう。

それ故DGBは、財形法第12条の旧条文の維持若しくはその奨励額の引き上げ及び超経営的参加形態導入への適合化を要求するものであり、この超経営的参加形態にも経営内参加形態と同じ奨励率が適用されなけ

ればならない。

3. 小事業所に対する租税軽減の拡大

DGBは、拡大を拒否し、逆に国家助成の撤廃を要求する（下記参照のこと）。

4. 期限前の処分

奨励されるべきは、被用者の貯蓄能力と被用者の生産資本参加である。それ故、DGBの見解では、前述の場合には当然期限前の処分を可能ならしめなければならない。

B. 所得税法改正一について

一般的にDGBは、直接的な付加金規定に向けて租税面での奨励ができる限り撤廃されるべきだという見解である。

その上DGBは、この具体的な場合には予定された租税優遇措置が連邦政府とこれを支えているドイツ連邦議会多数派の周知の（且つ非社会的形態で実践されている）支出削減努力に極端な形で矛盾することとなるのみならず、質的な経済成長にふさわしい措置（雇用保障の財政政策や積極的労働市場政策）の為に目標とされる公的資金を投入せよというDGBの要求とも矛盾することとなる程の負担を公共財政に課すであろうという見解である。DGBの凡そその評価によって明らかになったことは、財産形成法の改正により、数年の準備期間の後には公共財政の追加負担は100億DMを遙かに上回るものと覚悟しなければならず、その圧倒的大部分が予定されている租税優遇措置に基づくものなのである。

それ故DGBは、法案の第3条を可決しないこと、更には財形法第14条を無条件で削除することを要求するものである。

これにより、当見解表明の中で要求された修正が行なわれても、法案の様々な目標が影響を受けることはなく、法の広範な負担中立性が達成しうるということが見込まれる。予想に反して租税面での奨励の縮小に

も拘らず奨励額の拡大の故の公共財政の負担増が生じるという具体的な予測が現れた場合には、奨励率が均等に引き下げられなければならない。

付記 当資料の翻訳については WSI 並びに同研究員クラウス・シェーファー (Claus Schäfer) 氏の許諾を得た。とりわけ資料の提供などシェーファー氏の御好意に対して、ここに記して深甚の謝意を表したい。